

会議委員を募集します

- ・まちづくり推進審議会委員
- ・介護保険運営協議会委員

西脇市まちづくり推進審議会

「参画と協働のまちづくり」の推進について審議する西脇市まちづくり推進審議会の委員を募集します。

- ◆応募資格（中学生は不可）
 - ①市内に在住、在勤または在学する15歳以上の方
 - ②本市の他の審議会等の委員でない方
 - ③平日夜間に開催の2時間程度の会議に出席できる方
- ◆募集人数 若干名
- ◆募集期間 4月1日（水）～15日（水）/必着
- ◆会議の内容（全4回程度）

参画と協働のまちづくりの推進に関する協議
- ◆任期 委嘱の日から2年間
- ◆報酬額 1開催につき3,700円（3時間未満の場合）
- ◆応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、ファックス、メールのいずれかで提出（持参の場合、土・日を除く）。用紙は市ホームページからダウンロードできます。
- ◆選考方法

応募書類で選考し、結果は応募者全員に通知します。
- ◆応募・問合せ

〒677-8511 西脇市郷瀬町605
西脇市まちづくり課
市役所内線522/FAX23-8833
✉machi@city.nishiwaki.lg.jp

西脇市介護保険運営協議会

介護保険事業の運営等について審議する西脇市介護保険運営協議会の委員を募集します。

- ◆応募資格
 - ①市内に在住し、今年6月2日現在で40歳以上の方
 - ②本市の他の審議会等の委員でない方
 - ③平日開催の2時間程度の会議に出席できる方
 - ④介護保険事業および高齢者福祉事業に関心がある方
- ◆募集人数 3人
- ◆募集期間 4月3日（金）～24日（金）/必着
- ◆会議の内容（令和2年度は全4回程度）

介護保険事業の運営等に関する審議
- ◆任期 6月2日から3年間
- ◆報酬額 1開催につき3,700円（3時間未満の場合）
- ◆応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、ファックス、メールのいずれかで提出（持参の場合、土・日を除く）。用紙は市ホームページからダウンロードできます。
- ◆選考方法

応募書類で選考し、結果は応募者全員に通知します。
- ◆応募・問合せ

〒677-8511 西脇市郷瀬町605
西脇市長寿福祉課介護保険担当
市役所内線344/FAX22-6037
✉kaigo@city.nishiwaki.lg.jp

「こどもの笑顔をはぐくむ条例」

4月1日施行



安心して子どもを育て、子どもが夢を持って笑顔で健やかに成長することができるまちづくりを推進するため、「西脇市こどもの笑顔をはぐくむ条例」を制定しました。地域社会が一体となり、子どもや子育て家庭を支援することで、子どもが笑顔で、そして子育て家庭が安心して子育てを行うことができるまちづくりを進めていきます。

◆問合せ こども福祉課（市役所内線223）



Q.1 なぜ、条例を作ったの？

核家族化や地域とのつながりの希薄化などによって、家庭を取り巻く環境が変化しています。また、社会全体で子育てに不安や負担を感じる家庭が増え、場合によっては児童虐待に発展するなど、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えています。市では積極的に課題解決に取り組むため、条例を制定しました。

Q.2 子育ては保護者の責任では？

子育てについての第一の責任は、保護者にあります。しかし、子どもは地域社会の一員です。子どもが心身ともに健やかに育つためには、保護者の子育てに加え、地域、学校園等、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、地域社会全体で子どもや子育て家庭を支援することが必要です。



Q.3 私たちは何をすればいいの？

- ①保護者（親など）

子どもにとって家庭が心地良い居場所となるよう努めましょう。また、子どもの豊かな人間性や社会性を高め、基本的な生活習慣などを身に付けることができるように努めましょう。
- ②市民（地域の皆さん）

子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努めましょう。例えば、買い物やごみ出しの際に、登下校の見守りやあいさつを行うなど、無理なくできることから始めましょう。
- ③学校園等関係者

学校園等は、子どもたちが家庭以外で最も長い時間を過ごすため、育ちや学びにとって、重要な役割を担います。子どもたちが安心して育ち、学べる環境づくりに努めましょう。
- ④事業者（お店・会社など）

職場で働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、就労環境の整備に努めましょう。また、市や地域が行う子どもの育ちを支援する取り組みに協力するように努めましょう。

Q.4 市は何をするの？

「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもや子育て家庭などに関わる次の10の基本的な施策を総合的かつ、計画的に実施します。また、子どもや子育て中の保護者、事業者、学校園等へ必要な支援を行うとともに、連携や協働に向けた総合調整を行います。

○10の基本的な施策

- ・切れ目のない子育て支援
- ・こどもの社会参加の促進
- ・相談支援体制の充実
- ・支援が必要な子どもおよび子育て家庭への取り組み
- ・地域における子育て支援
- ・こどもの居場所づくりの推進
- ・安全で安心な環境づくり
- ・仕事と子育ての両立支援
- ・広報および啓発
- ・財政上の措置

市は今年度、子どもや子育て家庭を支援するさまざまな事業を展開する予定です（詳しくは市ホームページをご覧ください）。地域社会が一体となって、子どもと子育て家庭を支援していくために、皆さんも一緒に取り組みましょう。

ごみダイエット通信

◆環境課（☎22-3111）

第36話 ごみ出しのルールとマナー

日常生活で必ず出るごみは、皆さんがステーションに出した後、みどり園が収集しています。今回はステーションへのごみ出しのルールとマナーについて確認してみましょう。

①時間を守る
収集日当日の指定された時間までに、ごみステーションに出してください。前日から出すなどすると、カラスなどに荒らされ、ごみが散乱する原因となります。また、風で飛ばされて、近隣の方の迷惑になるだけでなく、通行の妨げや交通事故の原因にもなります。ごみは必ず当日の指定された時間までに出して、出し遅れた場合は、次回の収集日に出すようにしてください。

②収集日を守る
ごみの種類によって収集日が異なり、決められた収集日以外にごみを出すと収集できません。ごみが出されたままになると、周辺の衛生環境が悪くなり、近隣の方に迷惑が掛かります。収集日は各家庭に配布している「収集カレンダー」などで確認しましょう。

③指定のステーションに出す
ごみは必ずお住まいの地区で決められたステーションに出しましょう。ステーションは共同で使われており、利用する皆さんが管理しています。また、決められたステーション以外にごみを捨てることは不法投棄になります。

④分別のルールを守る
ごみを正しく分別し、指定のごみ袋に入れて出しましょう。紙類や容器包装プラスチックの資源物を混ぜると、「ごみ」になります。分別すれば資源となり、有効利用することができ、分別にご協力ください。

ステーションを利用する一人一人がルールやマナーを守り、清潔に保つようにしましょう。